

公共下水道を使用する 工場・事業場の皆様へ



連絡先

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 工場・事業場の排水を下水道に流す場合のルール	2
3 特定施設と特定事業場	3
4 水質基準	3
○ 下水道法及び下水道条例に基づく排除基準と 下水道条例に基づく除害施設設置基準	4
○ 暫定排水基準一覧	6
5 届出の義務	8
6 水質の測定義務と報告義務	10
7 融資制度及び税制上の優遇措置	11
☆ ① 水質汚濁防止法に規定する特定施設	12
☆ ② ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設	17
☆ 特定施設設置等の届出用紙	18
☆ 水質異常・水質事故時の連絡先	24
☆ 事故届出書	27

1 はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を下水処理場できれいな水にして、河川や海へ流しています。

しかし、現行の下水道の処理システムは、もともと生活排水を対象としたもので、工場・事業場排水を完全に処理することは困難です。

また、工場・事業場排水に有害物質などが含まれていると、下水道施設を損傷したり、下水処理場の浄化能力を失わせ、河川や海などの環境を汚染することがあります。

快適な水環境を未来に繋げるためには、有害物質の流出防止や排水の水質改善などの面で、工場・事業場の皆様の理解と協力がぜひとも必要です。

そのために、公共下水道管理者である市(町)は、下水道法に基づき市(町)の下水道条例などを定め、工場・事業場排水の規制を行っています。

このパンフレットは、公共下水道を使用する場合の排水に係る水質規制のあらましや届出などについて説明したものです。これを参考に、工場・事業場の皆様は適切な水質管理を行って水質基準を守るようお願いします。

2 工場・事業場の排水を下水道に流す場合のルール

下水処理場では微生物のはたらきを利用して下水を処理していますので、下水道にはどんな水でも流せるわけではありません。

工場・事業場の排水の特徴、それに関する規制の項目及び排水が下水道に流された場合の影響については、以下のとおりです。

排水の特徴	規制の項目	下水道に対する影響
酸・アルカリ類を含む排水	水素イオン濃度(pH)	下水管を腐食させます。 他の排水と混ざると有毒ガスが発生することがあります。
シアンを含む排水	シアン化合物	下水管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
重金属などの有害物質を含む排水	カドミウム、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、セレン、ほう素、ふつ素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
油脂類をはじめ高濃度の有機物や浮遊物質を含む排水	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質	下水管を詰まらせたり、下水処理にかかる負担を大きくします。
有機溶剤等を含む排水	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	下水管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類を含む排水	フェノール類	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
腐敗した排水	沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
水温の高い排水	温 度	下水管内の作業を妨げます。
その他、下水道法等で規制されていない物質でも、下水処理機能や放流水に影響を与える物質がありますので、事業場での除去や無害化にご協力をお願いします。		

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道法及び市（町）の下水道条例で下水道に流す下水の水質の基準が定められています。

ここで下水とは、汚水（生活排水、工場・事業場排水）又は雨水をいいます。

3 特定施設と特定事業場

特定施設は、水質規制が必要な施設として法令で定められています。

特定施設を設置している工場・事業場を特定事業場といい、届出の種類、罰則などが異なります。次の①及び②に該当する施設が、下水道法における特定施設です。(法第11条の2)

① 水質汚濁防止法に規定する特定施設 (12~16ページ)

人の健康及び生活環境に対して被害をもたらすおそれのある物質を含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で定められています。

② ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設 (17ページ)

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められています。

4 水質基準

工場・事業場から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、下水道の施設・機能を保全すること及び終末処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として、「下水道法及び下水道条例に基づく排除基準と下水道条例に基づく除害施設設置基準」(4~5ページ)のとおり下水道法に定められています。なお、一部の物質については、業種毎に暫定基準(6~7ページ)が定められています。

① 直罰基準 (下水道法 第12条の2) 表中の線で囲まれた基準

この基準は除害施設設置基準に優先して特定事業場に適用され、下水の水質がこの基準を超えた場合は直ちに処罰されることがあります。(法第46条)

② 除害施設設置基準 (下水道法 第12条、第12条の11)

この基準は継続して公共下水道を使用する事業場等の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設の設置などをしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督处分(法第38条第1項)の対象となり、それに従わなかったときは処罰されます。(法第45条)

下水道法及び下水道条例に基づく排除基準と下水道条例に基づく除害施設設置基準

(単位 : mg/L) (ただし、ダイオキシン類を除く)

下水道法の区分	物質又は項目	特定事業場		継続して下水道を使用する工場・事業場
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
除害施設設置基準の項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアノ化合物	1以下	1以下	1以下
	有機燐化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	チカラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ほう素及びその化合物	10以下(海域230以下)	10以下(海域230以下)	10以下(海域230以下)
	ふつ素及びその化合物	8以下(海域15以下)	8以下(海域15以下)	8以下(海域15以下)
条例で定める基準の項目	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	銅及びその化合物	1[3]以下	1[3]以下	1[3]以下
	亜鉛及びその化合物	1[2]以下	1[2]以下	1[2]以下
	鉄及びその化合物(溶解性)	3[10]以下	3[10]以下	3[10]以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	1以下	1以下
	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
	ダイオキシン類	10pg—TEQ/I以下	10pg—TEQ/I以下	10pg—TEQ/I以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380(125)未満	380(125)未満	380(125)未満
	水素イオン濃度(pH)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満
	浮遊物質量(SS)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下	5以下	5以下
	動植物油脂類	30以下	30以下	30以下
	温度(°C)	45(40)未満	45(40)未満	45(40)未満
	沃素消費量	220未満	220未満	220未満
	ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下

- ① [] 部分は、水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設に適用される排除基準(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二の特定施設の場合、除害施設を設置する基準)。
- ② [] 部分は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二の特定施設に適用される排除基準(水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設の場合、除害施設を設置する基準)。
- ③ [] 部分は直罰適用の排除基準に係わる排除基準。その他の部分は、除害施設を設置する基準。
- ④ ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物の()内の基準は、柳島水再生センター又は藤沢市辻堂浄化センターを使用する工場・事業場に適用される排除基準。(⑨の暫定基準が適用される場合を除く)
- ⑤ 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物の〔 〕内数値は、四之宮水再生センター、藤沢市辻堂浄化センター又は伊勢原市アクアクリーンセンターを使用する工場・事業場及び、昭和46年11月1日以前に設置された排水量 $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の特定事業場(同日以前に建設工事中を含む)に適用されます。(⑨の暫定基準が適用される場合を除く)
- ⑥ アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の基準は、アンモニア性窒素がA (mg/L)、亜硝酸性窒素B (mg/L)、硝酸性窒素C (mg/L)のとき、 $A + B + C = 380$ 未満 (125 未満)となります。
- ⑦ 単独公共下水道に接続している製造業またはガス供給業にかかる事業場については()内の基準が適用される場合があります。
- ⑧ 条例で定める基準の項目は、この表の数値よりも緩い基準となる場合があります。
- ⑨ この他に、暫定基準が適用されており、この表より緩い基準となっている場合があります。

(6～7ページ参照)

暫定排水基準一覧

★ (参考)一律排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第1項（下水道法第12条の2関係）によるものである。

○ ほう素及びその化合物(単位:ほう素の量に関して、mg/L)

業種その他の区分	暫定基準 (R4.7.1～R7.6.30)	(参考) 一律排水基準
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	
金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100	海域に排出されるもの（柳島水再生センターを使用する工場・事業場） 230
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	

※ 旅館業については、暫定基準の適用期限を当分の間延長することとする。

○ ふつ素及びその化合物(単位:ふつ素の量に関して、mg/L)

業種その他の区分	暫定基準 (R4.7.1～R7.6.30)	(参考) 一律排水基準
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8
旅館業（昭和49年12月1日時点で現に湧出しているなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		海域に排出されるもの（柳島水再生センターを使用する工場・事業場） 15
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は昭和49年12月1日時点で現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は昭和49年12月1日時点で現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	

※ 旅館業については、暫定基準の適用期限を当分の間延長することとする。

○ 亜鉛及びその化合物(単位:亜鉛の量に関して、mg/L)

業種	暫定基準 (R3.12.11～R6.12.10)	(参考) 一律排水基準
電気めっき業	4	新設 1 新設以外 2

※ 新設とは昭和46年11月1日以降に設置された特定事業場。

※ 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の事業場に適用する。

○ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)

業種その他の区分	暫定基準 (R4.7.1～R7.6.30)	(参考) 一律排水基準
畜産農業(牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)を有するものに限る。)	300	
ジルコニウム化合物製造業	350	
畜産農業(豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)を有するものに限る。)	400	
畜産農業(馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)を有するものに限る。)	500	100
モリブデン化合物製造業	1300	
バナジウム化合物製造業	1650	
貴金属製造・再生業	2800	

※ 酸化コバルト製造業は、令和4年6月30日から一律排水基準に移行。

※ 条例、暫定排水基準のうち緩いものが適用される。

5 届出の義務

汚水を公共下水道へ流すには、まず、「公共下水道使用開始届」を工場・事業場がある市(町)の下水道担当課に提出してください。

また、届け出た汚水の量又は水質を変更しようとするときは「公共下水道使用変更届」を提出してください。 (下水道法 第11条の2)

特定施設の届出は、「水質汚濁防止法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」で提出した場合においても、「下水道法」で別途必要になる場合があります。

届出が必要な場合	届出の内容
<ul style="list-style-type: none">○ 排除する汚水の量が、最も多い日で 50 m³以上ある者○ 公共下水道へ流す汚水の水質が 4 ページの表の値に 1 項目でも適合しない者*	<ul style="list-style-type: none">○ 汚水の量、水質○ 使用開始の時期○ 除害施設が必要なときはそのあらまし
○ 特定施設の設置者（上記を除く）	○ 使用開始の時期

① 届出の順序

特定施設及び除害施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の手続きの順序は次のようになっています。

届出書の提出

- ・ 形式的な事柄について審査します。（必要書類が整っているか、記入漏れがないか。）
- ・ 訂正が必要な場合は訂正を求めますが、訂正できない場合は返却します。

受理書の交付

- ・ 届出書による処理方法で下水排除基準に違反せずに排除できるかどうかを審査します。
その結果、内容が適正であれば手続きを進めます。

計画変更命令等

- ・ 届出内容が不適正なときは計画変更（廃止）命令（特定施設の場合）や計画変更指示（除害施設の場合）を行うことがあります。

着工

- ・ 届出書の内容を審査するために、工事に着工できない期間は 60 日（早期着工を願い出て認められた場合には早期着工も可能）

工事完了

② 特定施設の設置等の届出

特定施設の設置等に関する主な届出には、次のようなものがあります。

届出の種類		届出を要する場合	届出の内容	届出の期限	その他
1	特定施設設置届 (様式六)	公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工場又は事業場の名称及び所在地 ③ 特定施設の種類 ④ 特定施設の構造 ⑤ 特定施設の使用方法 ⑥ 特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦ 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	設置の60日前までに提出	受理された日から60日後でなければ着工できません。
2	特定施設使用届 (様式七)	公共下水道を使用する者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設となつた日から30日以内		
		既に特定施設を設置している者で、新たに公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	公共下水道を使用することとなつた日から30日以内		
3	特定施設の構造等変更届 (様式八)	届出者が特定施設の構造等、届出内容の④～⑦を変更しようとする場合 (法第12条の4)	変更しようとする日の60日前までに提出	受理された日から60日後でなければ着工できません。	
4	氏名変更等届 (様式十)	届出者が氏名等、届出内容の①②を変更した場合 (法第12条の7)	変更した事項	変更した日から30日以内	
5	特定施設使用廃止届 (様式十一)	特定施設の使用を廃止した場合 (法第12条の7)	廃止した特定施設	廃止した日から30日以内	
6	承継届 (様式十二)	届出者の地位を承継した場合 (法第12条の8第3項)	承継の内容	承継した日から30日以内	
7	事故届	事故により有害物質や油等が下水道へ流出した場合 (法第12条の9)	事故の内容	すみやかに	事故発生時は、まず市(町)下水道担当課へ電話連絡して下さい

※ 届出の用紙（上記の様式六～事故届）は（18～23、27ページ）に添付しております。

③ 除害施設の設置等の届出

特定事業場（直罰基準が適用される事業場を除く）と特定施設を設置していない事業場等の事業主が除害施設を設置する場合にも、市(町)の条例で「除害施設設置等届出」などの届出が必要となっています。所在地の市(町)の下水道担当課にお問い合わせください。

6 水質の測定義務と報告義務

① 水質の測定とその記録（下水道法 第12条の12）

公共下水道へどのような下水が排除されているかを知るために、下水を排除している特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し、その結果を記録し5年間保存してください。

測定方法、測定箇所、記録の方法については、工場・事業場がある市(町)の下水道担当課にお問い合わせください。

測定回数は、次のとおりです。（下水道法施行規則 第15条）

測定項目	測定回数
pH・温度	1日に1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

※同規則、ただし書きによる緩和措置については、市(町)の下水道担当課にお問い合わせください。

② 報告義務（下水道法 第39条の2）

特定施設の設置者や除害施設の設置者は、下水道を適正に管理するために市(町)

から求められた場合は、次の事柄について報告しなければなりません。

ア 下水を排除する工場・事業場の状況

イ 除害施設等

ウ 排除する下水の水質

③ 立入検査に応じる義務（下水道法 第13条）

下水道を担当する市(町)の職員は、公共下水道の働き及び構造を保全し、また、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、排水区域内の他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件について、検査することができることになっています。どうか、立入検査にご協力ください。

7 融資制度及び税制上の優遇措置

①融資制度

公害防止のための処理施設の設置、改造などについて、次の公的機関が融資制度を設けています。

名 称	お問い合わせ先
日本政策金融公庫 (環境・エネルギー対策資金（水質汚濁関連）)	横浜支店 TEL 045-682-1061 厚木支店 TEL 046-297-5071 上記支店または以下の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

各市町においても、それぞれ独自の融資制度を設けています。
内容については、各役所の経済課あるいは商工課などへお問い合わせください。

※ 融資を希望される場合は、事前に融資条件などを各機関にお問い合わせください。

② 税制上の優遇措置

除害施設等を設置された方には、税制上の優遇措置が認められる場合があります。詳しいことは、国税の場合は最寄りの税務署、地方税の場合は各市(町)役所の税金担当へお問い合わせください。

① 水質汚濁防止法に規定する特定施設(施行令別表第一(第一条関係))

(令和2年6月21日改正)

番号	特定施設名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるものの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 剥削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湤煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湤煮施設 ヘ 蒸留施設

番号	特定施設名称
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設

番号	特定施設名称	番号	特定施設名称
21の2	ハ 原料回収施設 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 破木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	32	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
25	（削除）	33	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	34	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	35	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
			有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番号	特定施設名称	番号	特定施設名称
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 二エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	49	農薬製造業の用に供する混合施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	51の2	自動車用タイヤ等（防振ゴム製造業を除く。）の用に供する直接加硫施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
		53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
		54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
		55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
		56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
		57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
		58	窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
		59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
		60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

番号	特定施設名称	番号	特定施設名称
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	68の2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	69	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
64の2	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 汚でん施設 ロ ろ過施設	69の2	69と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 卸売市場（卸売市場法第二条第二項に規定するものをいう。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売りのためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷するもの、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	70	70廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
66	電気めつき施設	70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	71	自動式車両洗浄施設
66の3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（注1） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（注2）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
66の6	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		

番号	特定施設名称	
	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。） 下水道終末処理施設 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）	(注1) 下水道法上の取扱（6 6の3 旅館業) 下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。 (注2) 環境省令で定めるもの（7 1の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場） 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るもの） 2. 大学及びその付属試験研究機関（人文科学のみに係るもの） 3. 学術研究（人文科学のみに係るもの）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保険衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71 の 5		
71 の 6		
72		
73		
74		

② ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設(施行令 別表第二 (第一条関係))

番号	施 設 名 称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三—ジクロロ—・四—ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジンドロ[三・二—b・・三'・・二'—m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

特定施設設置届出書

年 月 日

(あて先)

公共下水道管理者 殿
○○市(町)長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名)

電話番号

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場 又は 事業場	の名 称	※整理番号	
工場 又は 事業場	の所在地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備 考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用するこ
と。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

(あて先)

公共下水道管理者 殿
○○市(町)長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名)

電話番号

下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第2項）
 下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第3項）

の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場 又は 事業場	の名 称		※整理番号	
工場 又は 事業場	の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。		※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。		※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙のとおり。			
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。			

備 考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

(あて先)

公共下水道管理者 殿

○○市(町)長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名)

電話番号

下水道法第12条の4(下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場 又は 事業場 の名 称		※整理番号	
工場 又は 事業場 の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造 (特定施設の使用の方 法、汚水の処理の方 法、下水の量及び水 質、用水及び排水の系 統)	別紙のとおり。	※審査結果	※備 考

備 考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

氏名変更等届出書

年　月　日

(あて先)

公共下水道管理者 殿
○○市(町) 長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名)

電話番号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年　月　日
変更年月日			※施設番号	
変更の理由			※備考	

備　考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設使用廃止届出書

年　月　日

(あて先)

公共下水道管理者 殿

○○市(町)長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名)

電話番号

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場 又は 事業場		※整理番号	
工場 又は 事業場		※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年　月　日		
使用廃止の理由			

- 備考 1. ※印の欄は、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

承継届出書

年 月 日

(あて先)

公共下水道管理者 殿
○○市(町)長

申請者

住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名)

電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項(下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の8第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場 又は 事業場		※整理番号	
工場 又は 事業場		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※整理番号	
特定施設の設置場所		※備考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所		
承継の原因			

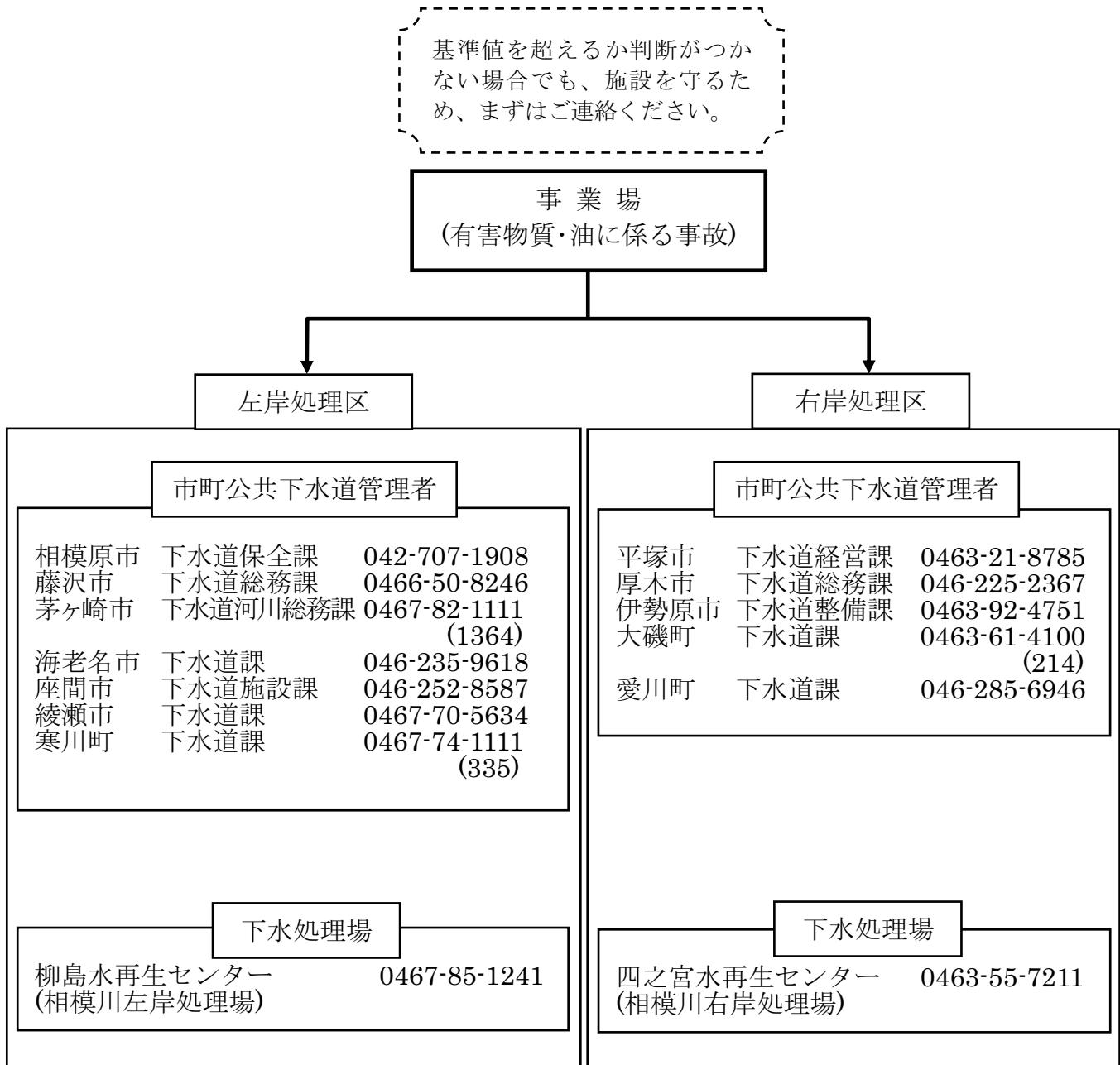
- 備考 1. ※印の欄は、記載しないこと。
 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

水質異常・水質事故時の連絡先

(相模川流域)

有害物質・大量の油など(26 ページ参照)を下水道に流してしまった場合は、

- ① 直ちに、排出を防止するための応急の措置を講じてください。
- ② 速やかに、所管の市町及び接続している処理場へ連絡してください。

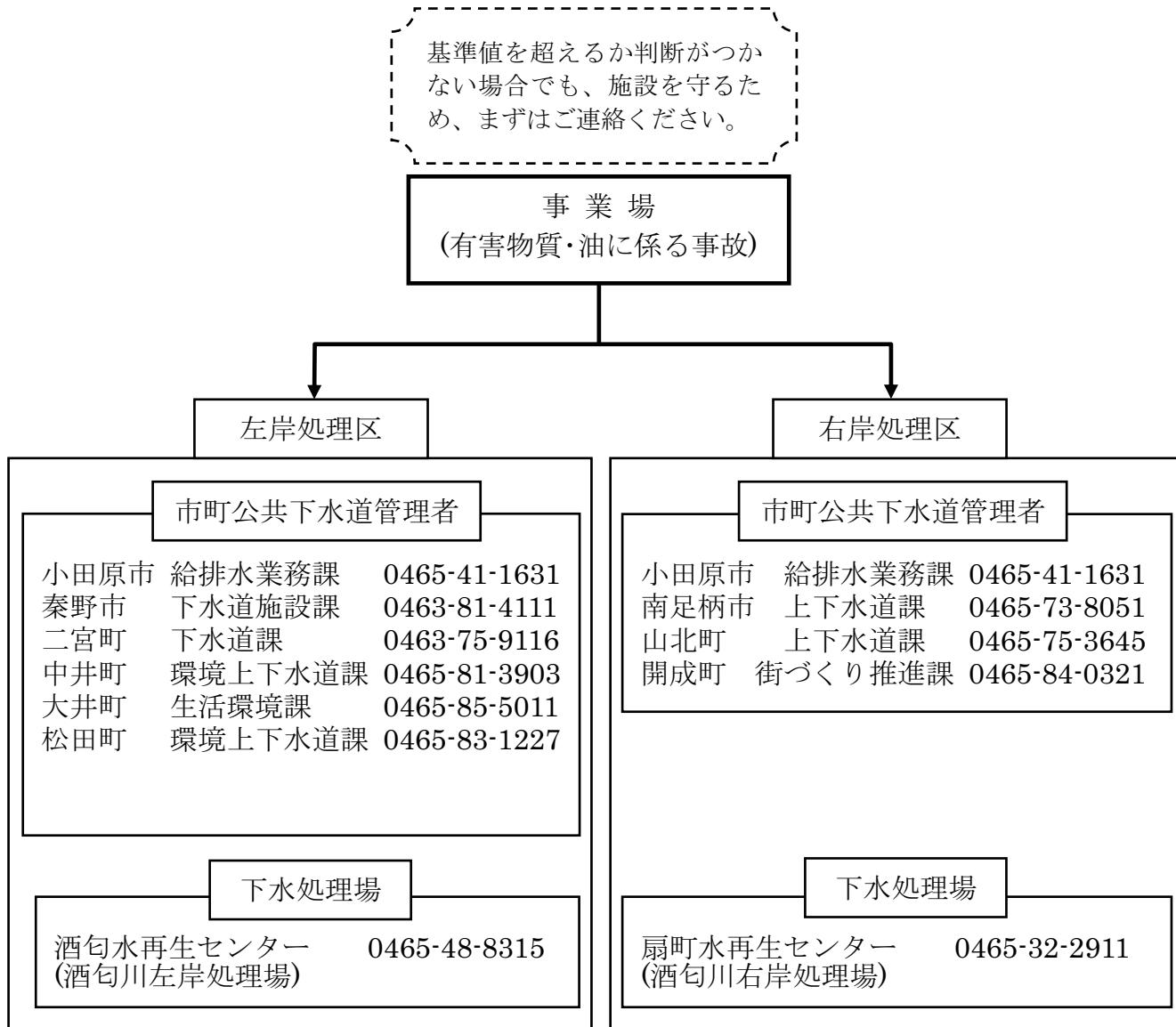


水質異常・水質事故時の連絡先

(酒匂川流域)

有害物質・大量の油など(26ページ参照)を下水道に流してしまった場合は、

- ① 直ちに、排出を防止するための応急の措置を講じてください。
- ② 速やかに、所管の市町及び接続している処理場へ連絡してください。



下水道法（抄）

（事故時の措置）

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

事故時に連絡が必要な物質

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

有機燐化合物

鉛及びその化合物

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

ポリ塩化ビフェニル

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1, 2-ジクロロエタン

1, 1-ジクロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

1, 1, 1-トリクロロエタン

1, 1, 2-トリクロロエタン

1, 3-ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン及びその化合物

ほう素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

塩化ビニルモノマー

1, 4-ジオキサン

ダイオキシン類

原油

重油

潤滑油

軽油

灯油

揮発油

動植物油

その他、有害物質ではありませんが、以下の物質について下水処理場において処理することが難しいため、下水道に大量に流してしまった場合はご連絡ください

フェノール類

銅及びその化合物

亜鉛及びその化合物

鉄及びその化合物（溶解性）

マンガン及びその化合物（溶解性）

クロム及びその化合物

強酸又は強アルカリ

界面活性剤

着色水

その他、下水道に影響（施設破損、微生物）を与えると思われる物質

事 故 届 出 書

年 月 日

(あて先)

公共下水道管理者 殿

○○市(町)長

申請者

住所

氏名

印

(氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名)

電話番号

事故の状況及び講じた措置について、下水道法第12条の9（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の9）の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称				
事業場の所在地				
事業場担当者	氏名			
	部署			
	電話		FAX	
事故状況	事故の発生日時			
	事故発生の施設名			
	事故の発生場所			
	事故発生原因	自然災害・施設老朽化・操作ミス その他()		
	事故の概要			
下水道施設に流入した有害物質等と流入量（推定）	物質名	流入量	濃度	
		L	mg/L	
		L	mg/L	
		L	mg/L	
講じた措置（応急措置）の内容				
備考欄				

※ 下水道への流入経路等必要に応じて図面等を添付すること



監修：神奈川県

発行：公益財団法人 神奈川県下水道公社

令和4年7月作成